# A3、A7のサービスコード利用の注意点

## ●負担割合について

A3、A7のサービスコードは、コード毎に給付率が固定されています。そのため、サービスコード表についても、「1割負担者用」「2割負担者用」と、負担割合に応じた個別の表を用意しております(単位数はすべて同一)。計画作成・請求等においては、参照する負担割合にご注意ください。

なお、当市において、総合事業のサービスへの給付制限の適用は当面ありません。平成30年8月から3割負担が開始される予定のため、3割負担者用のサービスコードを用意しておりますが、給付制限によって3割となるかたについては、負担割合証に記載の負担割合に応じたコードを使用してください。

#### ◆訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表

### ●1割負担者用

•				
	サービスコード		サービス内容略称	
ſ	種類	項目		
ſ	A3	1001	【1割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費
ſ	A3	1002	【1割】訪問A緩和サービス同一	

サービ	スコード	サービス内容略称			
種類	項目	サービス内谷崎州			
A3	1001	【1割】 <mark>訪問A緩和サービス</mark>			
A3	1002	【1割】 <mark>が問A緩和サービス同一</mark>			
A3	1201	[2割] <mark>が</mark> 問A緩和サービス			
A3	1202	[2割] <mark>]</mark> が問A緩和サービス同 <del>一</del>			

#### ●処遇改善加算の算定方法について

介護給付などとは異なり、加算単位数が自動計算されません。

A3、A7のサービスについては、サービスや各種加算など、その月に算定するそれぞれのコードに対応した処遇改善加算コードをすべて選択する必要があります。

#### (コード表抜粋)

介護職員処況 加算 I	改善 サービス分	30	1回につぎ
	② 初回加算算定時に使用	27	1月につぎ
	生活機能句上連携加算算定時に使用	13	

上の表①は減算のない通常の本体報酬を算定した際に使用する処遇改善加算 I のコード。②は初回加算を算定した際に使用する処遇改善加算 I のコード。③は生活機能向上連携加算を算定した際に使用する処遇改善加算 I のコードとなっています。

例えば、本体報酬を4回算定した月であれば、その本体報酬のコードのほか、処遇改善加算として、①のコードを4回算定します。

本体報酬を10回算定し、初回加算も算定した月であれば、それらのコードのほか、処遇改善加算として、①を10回、②を1回算定します。

なお、一部の処遇改善加算について単位数がO(ゼロ)となっているのものがありますが、O単位のコードについては、算定する必要がありません。